

JEC-TR の制定等の手引き

この手引きは、電気規格調査会テクニカルレポート (JEC-TR) の制定、見直しおよび改正の手順に関する事項を定めたものである。

1. JEC-TR の位置付け

(1) 制定

JEC-TR は電気規格調査会が発行する以下の文書をいう。

- (a) 将来的に規格 (JEC, IEC) として制定することが望まれるが、現時点では下記の理由により、JEC 規格として発行するのは時期尚早である技術的な文書
 - (i) 評価方法、試験方法等が、技術的に未完成である。
 - (ii) 産業界において、まだ合意形成に至っていない。
- (b) JEC 規格の理解を補完するために、データ類をまとめた技術的な文書
- (c) 市場や技術の動向と関連付けて規格 (JEC, IEC) の現状と将来像などを調査した文書

JEC 規格との違いは、次のとおりである。

- (a) スピードアップの観点から規格委員総会の審議を省略する。
- (b) 調査専門活動と規格調査活動の連携を図るため、調査専門委員会が原案作成部署 (委員会) となってもよい。

JEC 規格にするか JEC-TR にするかは第一判断は、当該の標準化委員会による。

注記 JEC 規格になり得るものはできる限り規格とする。

JEC-TR 票の様式は、原則として“JEC 規格票の様式”とする。

(2) 確認

少なくとも 5 年以内に規格化、改正、現状維持または廃止を判断する。

注記 規格化できるものは、できるだけ速やかに規格化を図る。

(3) 文書発行の形態

発行の形態は、原則としてオンデマンド出版(冊子版)、電子出版とする。

2. JEC-TR の制定および改正の手順

(調査専門委員会が起案する場合は 3. に定める。)

(1) 制定および改正の提案

- (a) JEC-TR の制定または改正の必要性について、当該標準化委員会で検討する。
- (b) JEC-TR の制定または改正について、当該の標準化委員会 (不明の場合は事務局) へ提案してもよい。その場合は、当該標準化委員会で提案の採否を検討する。この際、JEC 規格にするか JEC-TR にするかを判断をする。

(2) 原案作成委員会の決定

- (a) 当該標準化委員会が、自ら規格の規格原案作成を行うか、標準特別委員会を設置しそこで作成するかを検討する。
- (b) 標準特別委員会を設置する場合は、設置趣意書を部会に提出し、承認を得るとともに規格役員会に報告する。

- (3) 原案の作成
JEC-TR 原案作成委員会で JEC-TR 原案を作成する。
- (4) JEC-TR 原案の審議
 - (a) 標準特別委員会が、規格原案を作成した場合は、標準化委員会で審議を行う。
 - (b) 部会で JEC-TR 原案を審議する。
- (5) JEC-TR 案の審議、制定
部会で承認された JEC-TR 案を、規格役員会で最終審議し、承認をもって制定とする。規格役員会の審議にあたり制定の骨子を記載した資料を準備する。(様式自由)
- (6) 出版
原則としてオンデマンド出版(冊子版)、電子出版とする。
- (7) 公表の方法
 - (a) メールマガジンで JEC-TR の発行情報を公表する。
 - (b) 電気学会誌の“電気規格調査会だより”に JEC-TR の発行情報を掲載する。原稿は JEC-TR 原案作成委員会が作成する。
 - (c) 電気学会のホームページに JEC-TR の発行情報を掲載する。“電気規格調査会だより”を PDF で掲載する。

3. 調査専門委員会起案の JEC-TR の 制定および改正の手順

- (1) 調査専門委員会が、調査活動の中で JEC-TR 制定または改正を企画する。

注記 JEC-TR を制定するのは、例えば次のような場合がある。

- (a) IEC 規格の調査および評価、IEC などに提案する原案の作成などを目的として調査活動を企画した場合
 - (b) シンポジウム等で活動成果を発表した際、標準化に資する内容であると評価された場合
 - (c) JEC-TR として産業界で広く活用されることが見込まれる場合 等
- (2) 調査専門委員会が JEC-TR 作成趣意書を作成し、上部の技術委員会の承認後、電気規格調査会事務局(以下、事務局と略す)に提出する。
 - (3) 関係者が協議して、連携する標準化委員会を選定する。必要な場合は、標準化戦略委員会または規格役員会に諮る。
案件によっては複数の標準化委員会の合同となる場合もあるが、その場合は主たる標準化委員会を決めておく。
 - (4) 標準化委員会は、JEC-TR 制定または改正の可否等を以下のように判断する。
なお、複数の標準化委員会が関連する場合は、主たる標準化委員会が判断する。必要な場合は、ほかの委員会(副たる標準化委員会)と相談の上決定する。
 - (a) JEC-TR 制定または改正は必要
可能であれば、原案作成部署についてコメントする。
 - (b) JEC-TR 制定または改正は不要
既に同様のものが存在、別の部署で検討中 または 規格類には不向き など
 - (c) 情報不足のため、要否の判断ができない
更に情報を求める。
 - (d) 当該委員会が判断をする部署でない

事務局を介して標準化戦略委員会に諮る。

- (5) 標準化委員会は当該部会に、(4) の検討結果を報告する。
- (6) 電気規格調査会での検討結果を事務局と調査専門委員会に連絡する。
- (7) 調査専門委員会は、当該技術委員会に結果を報告し、処理方法について了承を得る。
- (8) 当該技術委員会は、報告結果を基に、JEC-TR 原案作成委員会をどこにするか決める。
 - (a) 当該調査専門委員会とする。
 - (b) 別の調査専門委員会を設置する。
 - (c) 電気規格調査会に移管する。

注記 調査専門委員会が企画する改正の場合で、制定時に選定した標準化委員会の傘下で JEC-TR を改正することを調査専門委員会、技術委員会および標準化委員会が合意する場合は、3.(3)(4)(5)(6)(7) および (8) は省略する。

- (9) 調査専門委員会で JEC-TR の原案を作成する場合
 - (a) 技術委員会承認済みの JEC-TR 作成趣意書を、連携する標準化委員会を通じて当該部会に提出し、承認を得る。また、規格役員会に報告する。
 - (b) 電気規格調査会 D 階層委員会の活動とみなし、原案作成調査専門委員会の委員長または代表者(1名)は連携する標準化委員会の委員に就任する。
- (10) JEC-TR 原案の審議
 - (a) JEC-TR 原案作成委員会が作成した JEC-TR 原案を標準化委員会で審議する。
 - (b) 部会で JEC-TR 原案を審議する。
- (11) JEC-TR 案の審議、制定
 - 部会で承認された JEC-TR 案を、規格役員会で最終審議し、承認をもって制定とする。規格役員会の審議にあたり制定の骨子を記載した資料を準備する。(様式自由)
- (12) 出版
 - 原則としてオンデマンド出版(冊子版)、電子出版とする。
- (13) 公表の方法
 - (a) メールマガジンで JEC-TR の発行情報を公表する。
 - (b) 電気学会誌の“電気規格調査会だより”に JEC-TR の発行情報を掲載する。原稿は JEC-TR 原案作成委員会が作成する。
 - (c) 電気学会のホームページに JEC-TR の発行情報を掲載する。“電気規格調査会だより”を PDF で掲載する。

4. JEC-TR の廃止の手順

- (1) 廃止理由書の作成
 - 当該標準化委員会で廃止理由書を作成する。
- (2) 廃止理由書の審議、廃止
 - (a) 当該部会で廃止理由書を審議する。
 - (b) 部会で承認された廃止理由書について、規格役員会で審議を行い、承認をもって廃止となる。

(3) 公表の方法

電気学会のホームページに JEC-TR の廃止情報を掲載する。

(付則)

1. この手引きは，“「JEC 規格のテクニカルレポート」の規程” (H15.5 改訂)，“調査専門委員会起案の JEC-TR の作成手順” (H15.11 制定) のうち制定等の手続きを再編集，見直したものであり，平成 21 年 10 月 6 日，規格役員会書面審議において承認制定。平成 21 年 10 月 14 日から施行する。
2. 平成 24 年 5 月 31 日，規格役員会において一部改正。
3. 平成 27 年 11 月 26 日，規格役員会において改正。
4. 平成 29 年 3 月 23 日，規格役員会において改正。
5. 平成 29 年 9 月 26 日，規格役員会において改正。
6. 令和 2 年 9 月 29 日，規格役員会において改正。
7. 令和 2 年 11 月 24 日，規格役員会において改正。
8. 令和 5 年 7 月 25 日，規格役員会において改正。

参 考

調査専門委員会起案の JEC-TR の作成手順 説明図

